訪問リハビリテーション

当院は「みなし訪問事業」となります。月１回以上の診療を受けている事が訪問の条件となります。
医師、患者様と協議の上、地域の訪問看護ステーションと連携して、サービスを継続移行させて頂く場合があります。

＜対象者＞

当院かかりつけ、訪問診療対象患者様。

＜訪問リハビリテーションのサービス内容＞

運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行なう、体位変換、起座または離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練、生活適応訓練等
医師の指示に従い、計画的期間で訪問致します。

＜負担金＞

当院の医師の診療のあった日から１ヶ月以内の利用に対し、月毎にお支払い頂きます。
お支払いの内容は、厚生労働大臣が定める基準による法定利用料に基づく金額で下記料金表の通りです。
尚、法定利用料の改定により変更となることがあります。
お支払い方法は窓口払いか銀行引き落とし、お振り込みから選択できます。

＜苦情の対応と連絡先＞

赤心堂病院代表電話 049-242-1181　リハビリテーション科までご連絡ください。
また、居宅介護支援相談員（ケアマネージャー）や市町村等の行政への通知やご相談をお願い致します。

＜料金表＞　１割負担の場合

医療保険　在宅患者リハビリテーション指導料	診療報酬	利用者負担額	算定回数等
在宅患者リハビリテーション指導管理料	３００点	３００円	１回 20 分あたり

その他費用

１）交通費、保険適応外のものは全額自費負担となります。
２）利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて料金が発生します。
※ただし、病状急変や入院等の場合にはキャンセル料はいただきません。

キャンセル料（12 時間前までに連絡のない場合）	１提供あたりの２０％
交通費	１提供あたり 200 円
コインパーキング代	利用分